3 従来の高関税に加え、税率の引き上げが続くインド
～日本のインド向け輸出で EPA のメリット大～

吉岡　武臣　*Takeomi Yoshioka*
（一財）国際貿易投資研究所　主任研究員

要　約

・インド側から見た対日貿易の比重は低下傾向であるのに対し、日本の対インド輸出の比重は高まりつつあり、日本側の輸出超過が続いている。
・インドの関税率はもともと高いが、インド政府の製造業振興政策によって更に税率が引き上げられている。一方で日インド EPA の税率は引き下げが進んだため、品目によっては 20%以上の関税が節約できる。
・日本からの輸出における原産地証明書の発給件数では日インド EPA は日タイ EPA に次ぐ第 2 位。輸出額を考慮すると利用頻度は高い。
・日本のインドからの輸入における日インド EPA の利用率は、EPA が利用可能な品目に絞った場合は約 75%となった。輸入額をもとに関税の節約額を試算した結果、日インド EPA によって繊維製品や化学工業品を中心に関税の節約額は約 81 億円となった。

はじめに

世界第 2 位、13 億人超の人口を擁するインドは、2050 年には中国に次いで世界の GDP の 15%を占める大国に成長すると期待されている(注1)。また、我が国が推進しているアジアとアフリカを繋ぐ「自由で開かれたインド太平洋構想」の中心に位置するなど、外交戦略上においても重要性が高まっ

http://www.iti.or.jp/

ている。

その一方でインドのモディ首相は製造業の振興策「Make in India」のもとに海外から投資の誘致を図るとともに、度重なる関税の引き上げや交渉中であったRCEP（地域的な包括的経済連携協定）から離脱するなど、保護主義的政策を打ち出している。

こうした状況を踏まえ、本稿では日本－インド間の貿易およびインドの関税の現状を調査するとともに、日本・インド包括的経済連携協定（日インドEPA）の利用状況と効果について分析を実施した(注2)。

1. 日本の輸出においてインドの比重が高まる

日本の貿易統計によると、日本とインド間の貿易額は2019年の時点で輸入が約54億ドル、輸出が約110億ドルと日本側の大幅な輸出超過にある（図1）。2006年までは輸出と輸入がほぼ均衡していたが、2007年から輸出が輸入を上回り、日インドEPAが発効した2011年には輸出が約111億ドル、輸入は68億ドルと40億ドル以上の貿易黒字となった。日インドEPA発効前の2010年と比較すると主に蒸気発生ボイラー（HS8402）やディーゼルエンジン（HS8408）といった製品の輸出が拡大した。その後、2014年には輸出が減少して黒字が縮小したが、2017年以降は再び輸出が増加、黒字が拡大している。

日本の対インド貿易の上位品目（2019年時点）は、輸入が石油（5.3億ドル）やダイヤモンド（3.4億ドル）、甲殻類（3.3億ドル）であった。輸出は精製銅（6.8億ドル）や塩化ビニル（4.5億ドル）、自動車部品（3.8億ドル）が上位を占める(注3)。

日本の輸入に占めるインドのシェアは、輸入では1999年以降、0.7%前後で大きな変化は無い（表1）。他方、輸出のシェアは1999年の0.58%から2019年には1.55%と増加し、輸出先で24位から15位に上昇した。同様にインドの貿易に占める日本のシェアを見ると、1999年には輸入が5.18%（7位）、輸出が4.73%（6位）から2019年はそれぞれ2.62%（12位）、1.49%

http://www.iti.or.jp/

図１　日本ーインド間の貿易の推移

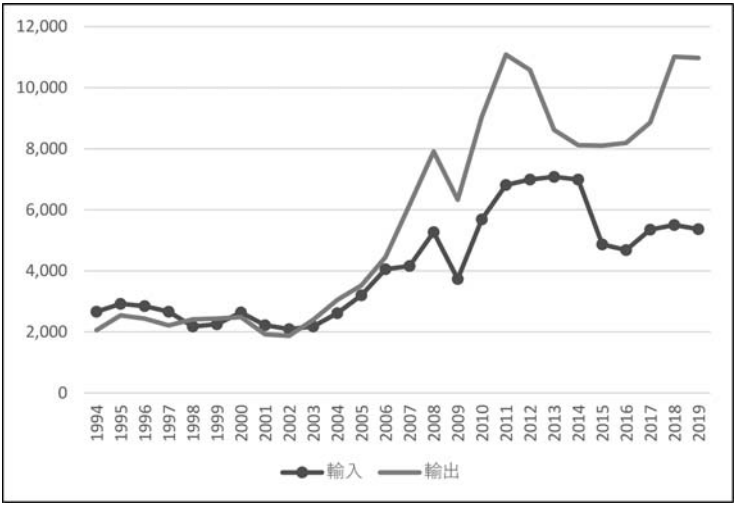

（出所）Global Trade Atlas（IHS Markit 社）より作成

表１　日インド間の貿易シェア

（日本側：対インド）

（単位：%）

	1999	2009	2019
輸入	0.72（28位）	0.68（28位）	0.74（27位）
輸出	0.58（24位）	1.09（20位）	1.55（15位）

（インド側：対日本）

（単位：%）

	1999	2009	2019
輸入	5.18（7位）	2.48（12位）	2.62（12位）
輸出	4.73（6位）	1.93（15位）	1.49（18位）

（注）カッコ内は相手国別の順位

（出所）Global Trade Atlas より作成

（18 位）に低下した。日本とインド間の貿易では、日本側の輸出においてインドの比重が高まりつつあるが、インドでは日本の比重は相対的に低下している。

2.　インドの高関税と度重なる税率の引き上げ

2.1.　引き上げが続くインドの関税率

日本からインドに輸出する際、インドで MFN（最恵国）税率に相当する基本関税率は、2019 年時点で全体の平均が 18.3%と高い（表 2）。品目分野別では農水産品が 39.5%、食料品・アルコールが 51.1%、輸送用機器・部品が 46.0%と約 40～50%台の高い税率であるほか、化学工業品や電気機器

表 2　インドの関税率

（単位：%）

	基本関税（2019年）	日インドEPA（2019年）	日インドEPA（2021年）	ASEAN-インド（2019年末）注
農水産品	39.5	23.6	20.5	18.3
食料品・アルコール	51.1	34.1	30.9	30.8
鉱物性燃料	9.4	1.5	0.5	0.7
化学工業品	11.1	2.9	1.6	1.3
プラスチック・ゴム製品	10.7	6.1	5.2	4.3
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.3	1.5	0.0	2.2
木材・パルプ	9.1	1.9	0.3	0.3
繊維製品・履物	23.9	1.0	0.9	1.4
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	12.2	1.2	0.2	0.2
機械類・部品	7.8	2.6	1.5	0.7
電気機器・部品	9.0	2.9	1.9	0.8
輸送用機械・部品	46.0	38.6	37.4	34.6
光学機器・楽器	9.6	1.6	0.2	0.2
雑製品	14.6	1.8	0.1	0.2
全体	18.3	6.6	5.3	4.9

（注）フィリピンを除く
（出所）インド関税率表、日インド EPA、ASEAN インド EPA 譲許表より作成

http://www.iti.or.jp/

などの品目分野についても税率は10%に近い。

WTOのWorld Tariff Profileでインドの WTO協定上の譲許税率（2019年）を見ると、農産品で平均113.1%、非農産品で平均36.0%と非常に高い（図2）。WTO加盟国はこの譲許税率を超えない範囲で自国の関税率を設定

図2　各国のWTO譲許税率とMFN税率

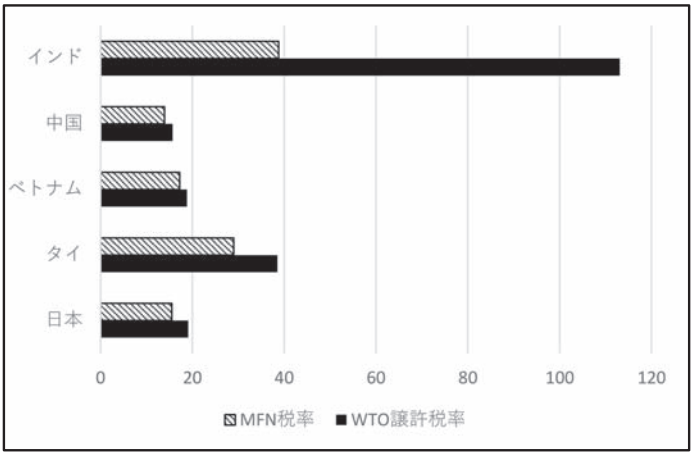

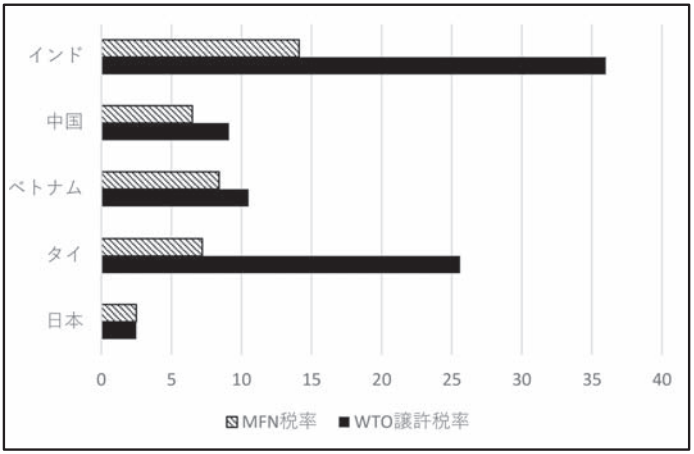

（注）農産品の範囲は表2とは異なる。
（出所）「World Tariff Profile」WTOより作成

http://www.iti.or.jp/

できるが、インドのMFN税率は農産品が38.8%、非農産品が14.1%のため、任意で税率の大幅な引き上げが可能である。他国と比べてもインドは譲許税率とMFN税率との差が非常に大きく、インド向けの輸出者にとってインドは多大な関税の引き上げリスクを抱えている。実際、2017年以降ひよこ豆の税率は30%から60%に、グレープフルーツジュースは30%から50%、男性用スーツは10%から25%に税率が引き上げられた。

近年の基本関税の引き上げによって、インドのMFN税率は2017年から2018年にかけて全体の平均で13.8%から17.1%へ3.3%ポイント増加した(表3)。農産品では6%ポイント、非農産品では約3%ポイント増加している。さらに2019年は非農産品の税率が0.5%ポイント増えており、税率の上昇が続いている。

インドのモディ政権は2014年に発表した「Make in India」政策においてGDPに占める製造業の割合を2022年までに25%へ引き上げ、5年間で1億人の新規雇用を創出する目標を掲げた。しかし、2019年時点で製造業の割合は18%とほぼ変化しておらず、2022年の目標達成は困難と思われる(注4)。

インドの携帯電話の基本関税は2017年7月に10%、12月に15%、2018年4月に20%と短期間に次々と引き上げられた。製品の国産化を推奨するため2017年に導入された「段階的製造プログラム」により、携帯電話の製造部品などに対する関税の段階的な引き上げ、およびインド国内での製造に対する税務上のインセンティブの付与が打ち出され、プリント基板やカメラモジュールなどの部品が対象となった(注5)。シャオミなど中国の携帯電話

表3　インドのMFN税率の推移

(単位：%)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
全体	13.5	13.4	13.4	13.8	17.1	17.6
農産品	33.4	32.7	32.7	32.8	38.8	38.8
非農産品	10.2	10.1	10.2	10.7	13.6	14.1

(注) 計算方法の違いにより表2と値は異なる
(出所) World Tariff Profile 各年版

http://www.iti.or.jp/

メーカーがインドでの製造を拡大した結果、インド国内の携帯電話の供給は2014-15年度で国内製造5,800万台、輸入が2億1,600万台と輸入が国内生産の約3.7倍であったのに対し、2018-19年度には国内製造2億9,000万台、輸入が2,000万台と国内需要の95%を国内での製造品が占めるようになった(注6)。

さらに2020年にはアップルの委託製造業者である台湾企業3社がインド政府の補助金を活用し、スマートフォン生産のため総額9億ドルを投資する計画が報道された(注7)。インド政府による国内生産の奨励に加え、米中貿易摩擦を背景とした中国からの生産移管が進んでいると考えられる。

電気自動車（乗用車）に関しても、関連部品の基本関税率の段階的な引き上げが実施される。AC/DCバッテリーチャージャーやモーター、動力制御装置の税率を2021年4月以降に0%から15%に引き上げる予定のほか、電気自動車用のバッテリーパックの税率を現行の5%から15%に、リチウムイオン電池の税率を現行の5%から10%に引き上げる見込みである。他方で2019年4月1日から3年間、電気自動車やハイブリッド車の購入奨励金を支給する総額1,000億インドルピー（約1,600億円）の補助金スキーム「FAME — Indiaフェーズ Ⅱ」の運用が開始された(注8)。

2.2. 日インドEPAの利用で繊維製品・履物は20%以上の節税が可能

インド側の日インドEPA（2011年8月発効）の税率をASEANインドFTA（ASEANインド自由貿易協定、2010年1月発効）の税率と比較すると、全体の平均税率では日インドEPA（2019年時点）が6.6%、ASEANインドFTAが4.9%とASEANインドのほうが若干税率は低い（表2）。（なお、ASEANインドFTAにおけるインド側の関税引き下げはフィリピンのみ他の国と比べて遅い）。

基本関税率の高い農水産品、食料品・アルコール、輸送用機械・部品では日インドEPA、ASEANインドFTAともに税率は約20%～30%台と比較的高いが、繊維製品・履物はこれらのFTAの利用によって20%以上の関税削減に繋がる。2019年末時点のASEANインドFTAの税率を見ると、

http://www.iti.or.jp/

機械類や電気機器、光学機器などは税率が1%を下回りFTAの活用メリットが高い。

一方、日インドEPAは2019年時点の全体の平均税率6.6%から2021年には5.3%に税率が低下する。ASEANインドFTAと比べて全体の平均税率は高いものの、例えば皮革・毛皮・ハンドバッグや繊維製品・履物などでは日インドEPAのほうが税率は低い。

なお、日本からの輸入が多い精製銅や塩化ビニルは日インドEPAの利用で関税の削減が可能である。2019年時点の税率では、精製銅は基本関税率5%が日インドEPAでは1%以下に、塩化ビニルは基本関税率10%から1.4%に税率が低下する。同様に基本関税率が15%のギアボックスも日インドEPAの税率は6.25%となっている。

インドでは今後も国内生産の奨励のため基本関税の引き上げが進むと考えられる。インド政府による関税の引き上げに影響されないFTAの活用は関税コストの削減だけでなく、事業の予見可能性を確保する上でも非常に有効だと考えられる。

2.3. 実際の輸入には基本関税以外の諸税も加算

インドの関税制度は2017年の物品・サービス税（以下GST）法の導入に伴い、基本関税のほか、社会福祉課徴金、統合物品・サービス税（以下IGST）およびGST補償税から構成されるようになった。なお、GST対象外の原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては、IGSTおよびGST補償税の課税に替えて、旧法の相殺関税、追加関税・特別追加関税が引き続き課税される(注9)。

輸入する物品の評価額（CIF価格＋荷揚げ費用）が100、基本関税率10%、社会福祉課徴金10%、IGST18%の場合、実質的な関税率は30.98%に達し、基本関税率は比較的低くてもかなりの関税負担となる（表4）。

社会福祉課徴金やIGSTなどは基本関税に乗じて計算されるため、基本関税率が高いと実際の税率は一段と高くなる。インドの関税率表で基本関税に社会福祉課徴金、IGST、GST補償税を加えた実質関税率を計算すると（表

http://www.iti.or.jp/

表４　基本関税以外の課税

項目	税率	計算内容	金額	小計
基本関税	10%	100×10%	10	輸入額100＋基本関税10 ＝110（A）
社会福祉課徴金	10%	基本関税×10% 〔10×0.1〕	1	（A）110＋社会福祉課徴金1 ＝111（B）
統合物品・サービス税 （IGST）	18%	（B）×18% 〔111×0.18〕	19.98	（B）111＋IGST19.98 ＝130.98（C）

（出所）「関税制度：インド」日本貿易振興機構ウェブサイト
（https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html）

表５　基本関税以外の諸税を考慮した実質関税率

（単位：%）日インドEPA（2019年）

	実質関税率 （2019年）	日インドEPA （2019年）	日インドEPA （2021年）
農水産品	50.8	32.3	28.7
食料品・アルコール	82.0	59.5	55.4
鉱物性燃料	20.0	10.6	9.4
化学工業品	31.4	20.8	19.1
プラスチック・ゴム製品	31.5	25.5	24.4
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	26.3	15.1	13.3
木材・パルプ	26.3	17.2	15.2
繊維製品・履物	37.8	10.3	10.2
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	32.6	18.5	17.1
機械類・部品	28.8	21.9	20.5
電気機器・部品	30.6	22.6	21.3
輸送用機械・部品	90.4	80.5	78.9
光学機器・楽器	29.2	18.9	17.1
雑製品	35.9	19.4	17.1
全体	37.3	22.8	21.1

（注）実質関税率は各品目の基本関税に社会福祉課徴金、IGST、GST 補償税を加えて算出
（出所）インド関税率表より作成。社会福祉課徴金は一律 10%、IGST、GST 補償税は ClearTax 社ホームページ（https://cleartax.in/s/gst-rates?ref=lhs-nav）を参照した。

http://www.iti.or.jp/

5)、輸送用機械・部品では平均で 90.4%、食料品・アルコールで 82.0%と著しい高税率となったほか、全体の平均税率も 37.3%に達した。日インド EPA（2019 年、2021 年時点）も同様に諸税を加算すると全体の平均税率は 20%を超え、日インド EPA のみの場合（表 2）と比べると 15%ポイント近く増加している。

3. インドからの輸入では EPA により 81 億円の関税を節約

3.1. 日本からの輸出における FTA の利用では日インド EPA は第 2 位

FTA を利用して特恵税率の適用を受けるためには、主として輸入者等自ら貨物が原産品である旨の申告書を提出する（自己申告制度）、または輸出国の権限ある機関が発給した第一種特定原産地証明書が必要である（第三者証明制度）。このほか、日スイス EPA や日ペルー EPA、日メキシコ EPA のように認定された輸出者が第二種特定原産地証明書を作成できる「認定輸出者制度」もある。

日本における特定原産地証明書の発給は日本商工会議所が実施している。日本商工会議所の原産地証明書の発給件数（表 6）では、2019 年の総発給件数 29 万 8,267 件のうち最も多いのが日タイ EPA（9 万 8,151 件）、そのほか日マレーシア EPA や日インドネシア EPA、日ベトナム EPA など日系企業が多く進出する ASEAN 地域との FTA が多い。なお、CPTPP（TPP11）や日 EU・EPA の原産地証明は自己申告制度のため、発給件数には含まれていない。

日インド EPA の原産地証明書の発給件数は 54,658 件（2019 年）と日タイ EPA に次ぐ第 2 位である。日インド EPA 発効の翌年（2012 年）と 2019 年の発給状況を比較すると、原産地証明書の発給件数が全体で約 14 万件から約 30 万件へと 2 倍近く増加した一方で、日インド EPA の原産地証明書発給件数は 3 倍以上に増加した。日本からのインドへの輸出額はタイやベトナムより少ないにもかかわらず、日インド EPA の原産地証明書の発給件数が多いという事実は、インドへの輸出における FTA の利用の重要性を表し

http://www.iti.or.jp/

表６　日本の第一種特定原産地証明書の発給件数および日本からの輸出額

（単位：件、%、10億円）

	発給件数				
	2012年	2019年	構成比（2019）	増減率（2012/19）	※輸出額（2019）
日マレーシアEPA	11,173	17,674	5.9	58.2	1,449
日タイEPA	55,312	98,151	32.4	77.4	3,291
日インドネシアEPA	32,750	53,298	17.8	62.7	1,524
日ASEAN EPA	5,024	19,217	6.7	282.5	11,578
日ベトナムEPA	3,899	23,654	8.3	506.7	1,797
日インドEPA	17,723	54,658	18.6	208.4	1,196
その他	18,866	31,615	10.4	67.6	
合計	144,747	298,267	100.0	106.1	76,932

（出所）経済産業省ウェブサイト「第一種特定原産地証明書の発給状況」（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/coo.html）および財務省貿易統計をもとに作成

ている。

3.2.　日インド EPA が利用可能な品目では、75%が実際に FTA を利用

一方、日本のインドからの輸入における FTA の利用状況について、日本は財務省の貿易統計において品目別の FTA の利用額を公表している。日本の場合、輸入で一般的に適用される MFN 税率は全体の平均で 4.8%、食料品・アルコールと皮革・毛皮・ハンドバッグがそれぞれ 15.3%、10.9%と比較的税率が高く、次いで農水産品や繊維製品・履物の税率が 7%程度である（表 7）。日インド EPA の税率は 2.1%とインド側と比べて低く、MFN 税率が比較的高い食料品・アルコールなどを除くと多くの品目分野の税率は 1%を下回る。ただし、日本の MFN 税率はもともと全般的に低いため、日インド EPA との税率差は全体で 2.7%ポイントとインド側の輸入と比べて FTA の利用のメリットは小さい。なお、インドは日本の一般特恵関税制度（GSP）の対象国であり、GSP の税率が日インド EPA を下回っている品目

http://www.iti.or.jp/

はGSPが利用可能である。

日本のインドからの2019年の輸入額を品目別に見ると、化学工業品（1,239億円）が最も多く、次いで窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品（1,008億円）、鉱物性燃料（948億円）の順で総額は5,828億円であった。一方、日インドEPAを利用して輸入された金額は総額1,844億円で、品目分野では化学工業品（569億円）、繊維製品・履物（463億円）、農水産品（461億円）が利用額の上位であった。この品目別のEPAの利用額をもとに日インドEPAによる関税の節約額を試算すると、総額で約81億円となった(注10)。特に繊維製品・履物は約37億円の関税額が日インドEPAの利用によって節約された。繊維製品・履物はMFN税率とEPA税率の差が6%ポイント以上もあるため、関税の節約効果が大きい。そのほか、輸入額の多い化学工業品も日インドEPAによる関税の節約額は約20億円に達している。

さらに日インドEPAの利用額を輸入額で割ったものを利用率とすると、日インドEPAの利用率は全体で31.6%、インドからの輸入の約3分の1で利用されているに過ぎない。しかし、既にMFN税率が無税、または日インドEPAの対象外の品目は日インドEPAを利用する必要は無い。そこでMFN税率と日インドEPAで関税差がある、すなわちEPAが利用可能な品目に限定して利用率を算出すると、日インドEPAの利用率は全体で74.6%に上昇する。特に食料品・アルコールの利用率は93.9%、農水産品も87.1%と輸入の9割近くで日インドEPAが利用されている。インドからの輸入額の多い化学工業品の利用率は59.5%であった。

関税差のある品目のみを対象として筆者が同様に算出した日タイEPAおよび日ベトナムEPAの利用率はそれぞれ90.6%（2017年時点）、80.9%（2017年時点）であった。日インドEPAの利用率がタイやベトナムと比べて低い理由の一つとして、日インドEPAは原産地規則の実質的変更基準における一般規則で、関税番号変更基準と付加価値基準の両方を満たす必要があるなど、より厳密な点が考えられる。

ちなみにインド輸出機関連合（FIEO）によると、インドの輸出における

http://www.iti.or.jp/

表７　日本の日インド EPA 税率と利用額

（単位：%、100万円）

	関税率		利用額			利用率	
	MFN税率	日インドEPA	対インド輸入額	日インドEPA利用額	節約された関税額	日インドEPA利用率	※EPA利用率（関税差のある品目のみ）
農水産品	7.3	5.2	73,562	46,095	814	62.7	87.1
食料品・アルコール	15.3	11.3	12,793	3,487	271	27.3	93.9
鉱物性燃料	0.7	0.0	94,773	85	5	0.1	36.1
化学工業品	2.3	0.1	123,905	56,873	1,961	45.9	59.5
プラスチック・ゴム製品	2.4	0.0	16,384	10,232	342	62.5	79.7
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.9	4.4	10,710	6,019	539	56.2	61.6
木材・パルプ	2.1	0.8	786	93	4	11.9	66.2
繊維製品・履物	6.9	0.8	58,057	46,295	3,722	79.7	85.8
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0	0.0	100,762	14,156	394	14.0	83.9
機械類・部品	0.0	0.0	36,711	0	0	0.0	NA
電気機器・部品	0.1	0.0	14,156	254	8	1.8	88.6
輸送用機械・部品	0.1	0.0	25,612	0	0	0.0	NA
光学機器・楽器	0.2	0.0	11,655	8	1	0.1	68.0
雑製品	2.2	0.0	2,918	792	31	27.1	83.6
全体	4.8	2.1	582,785	184,391	8,091	31.6	74.6

（注）関税率は 2020 年、利用額と輸入額は 2019 年時点のもの。利用率は対象品目の FTA 利用額÷輸入額で計算。日インド EPA を利用して輸入された品目について MFN 税率での関税額と EPA の関税額の差額を「節約された関税額」とした。

（出所）日本の関税率表および財務省貿易統計より作成

FTA の利用率は 5～15%に過ぎない(注11)。貿易自由化に消極的なインドの背景には、FTA を締結しても貿易赤字が拡大する一方で、FTA を利用した輸出が増加しない状況があると考えられる。

まとめ

2011 年 8 月に発効した日インド EPA は 2021 年に発効から 10 年を迎える。インド側の譲許スケジュールによると、発効から 10 年後に関税が撤廃される品目は全品目のうち 63.5%に達する(注12) ことから、2021 年は日インド EPA にとって一つの節目と考えられる。2020 年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、9 月までの時点で日インド EPA の原産地証明書の発給件数は前年同期比 25.3%減の 31,205 件であった。しかし、RCEP にイン

http://www.iti.or.jp/

ドが復帰する可能性が低い現状において、インドの高い関税コストを節約する手段として日インド EPA は今後も重要な役割を果たすに違いない。

注

1. The World in 2050, pwc
2. 本稿は 2020 年度（一財）貿易・産業協力振興財団助成事業の成果を一部改稿した。
3. Global Trade Atlas のデータによる
4. ギリ ラム「インド製造業振興策「Make in India」の行方」三井物産戦略研究所、2020 年
5. ただし、携帯電話（スマートフォン）などインドが関税を引き上げた ICT（情報通信技術）製品の一部は WTO の譲許税率が 0%であり、日本はインドの関税引き上げを WTO 協定違反としてインドに二国間による協議を要請した。しかし、協議では解決に至らなかったため、2020 年 7 月の DSB（紛争解決機関）会合において審理のための紛争処理小委員会（パネル））が設置された。
6. 注 4 と同じ
7. “Three top Apple suppliers to commit $900 million to India smartphone incentive plan-sources”、ロイター、2020 年 9 月 28 日付
8. 古屋礼子「国産化推進に向けたインドの関税引き上げ動向を探る」日本貿易振興機構、2019 年 6 月 24 日付
9. 「関税制度：インド」日本貿易振興機構ウェブサイト
10. 日インド EPA を利用して輸入された品目に関し、MFN 税率での関税額と EPA の関税額の差額を「節約された関税額」として集計した。
11. The Dollar Business、2020 年 10 月 15 日付
12. みずほ政策インサイト「日本・インド包括的経済連携協定（日印 EPA）～その概要と韓印 FTA・AIFTA との比較～」みずほ総合研究所、2011 年

http://www.iti.or.jp/